

## 鳥取市人権啓発企業連絡会補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市人権啓発企業連絡会運営補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、企業が互いに連携し、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決に向けた活動を行う鳥取市人権啓発企業連絡会（以下「鳥取市人企連」という。）の啓発推進事業の実施に要する経費を支援し、雇用の安定と促進を図り、もって企業の立場から同和問題をはじめ、さまざまな人権課題の解決に資することを目的とする。

### (補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取市人企連が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決のために行う研修及び啓発事業で次に掲げるもの
  - ア 新入社員研修会
  - イ 登録担当者研修会
  - ウ 登録代表者研修会
  - エ リーダー養成講座
  - オ 研修教材の作成等
- (2) その他市長が必要と認める事業

### (補助金の算定等)

第4条 本補助金の額は、補助対象事業の実施に要する経費に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は除く。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

### (交付申請及び実績報告の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、活動計画書及び収支予算書を添付し、毎年4月15日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条に定める実績報告は、活動報告書及び収支決算書によるものとし、本補助金の交付された翌年度の4月30日までに行わなければならない。

### (交付時期)

第6条 本補助金は、補助対象事業が円滑に行われるよう、支出計画に基づいて毎年4月末と9月末に概算払いをする。

- 2 本補助金は、実績報告に基づき精算する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、人権政策監が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

平成15年5月1日一部改正。

平成18年5月1日一部改正。

平成19年4月1日一部改正。

平成22年4月1日一部改正。

平成25年4月30日一部改正。